

平成 23 年 12 月 26 日

各 位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

米国証券取引委員会宛「Form 15F」の提出について

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(以下「当社」)は、米国証券取引委員会(米国 SEC: U.S. Securities and Exchange Commission)に対する継続開示義務を終了させる為に、平成 23 年 12 月 23 日(米国東部時間)に「Form 15F」を米国 SEC に提出いたしました。
当社は引き続き、米国 SEC の定める 1934 年証券取引所法に基づくルール 12g3-2(b)による適用除外を維持する為、当社英語ホームページにて適切な開示を継続いたします。

「Form 15F」は、米国 SEC が運営する電子開示システム「EDGAR」において閲覧が可能です。

(<http://sec.gov/Archives/edgar/data/1475365/000119312511351477/0001193125-11-351477-index.htm>)

「Form 15F」の提出により、当社の米国 SEC 宛継続開示義務は一旦停止されることとなり、かかる提出後 90 日以内に米国 SEC より異議の申し立てがなされなかった場合、当社の米国 SEC に対する継続開示義務は終了します。

当社(旧中央三井トラスト・ホールディングス株式会社)は、平成 22 年 11 月 8 日に登録届出書「Form F-4」を提出し承認されており、同日付で米国 SEC に対する米国証券取引所法に基づく開示情報の提出義務を負っておりました。当該義務を満たすことに関連して、当社は米国 SEC に対し平成 22 年度の年次報告書「Form 20-F」を提出しております。

以 上